

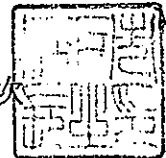
松戸市告示第 509号

北海道胆振東部における市税に関する申告期限等の指定について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）第8条第1項の規定により、平成30年10月29日付け松戸市告示第435号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に居住し、又は所在する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、平成30年9月6日から平成31年1月30日までの間に、期限の到来する個人市民税、固定資産税及び都市計画税（以下「市税」という。）の納期限は、平成31年1月31日とし、同日後に到来する市税の納期限は、変更しないこととする。

平成30年12月27日

松戸市長 本郷谷 健 次



都道府県名	指定地域
北海道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町